

(事業実施に関する指針) (案)」

パブリックコメント資料より

2 現行相当サービスと緩和した基準によるサービスの人員・設備・運営基準の比較について

(1) 訪問型サービス

		現行の訪問介護相当	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
訪問型サービスの基準等	人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者: 資格要件なし ・常勤、専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○サービス提供責任者: 資格要件有 [介護福祉士、3年以上の実務経験のある初任者研修終了者等] ・常勤、専従で利用者40人に1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者: 資格要件なし ・専従1人(人員要件緩和) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○サービス提供責任者: 資格要件有 [介護福祉士、初任者研修終了者等](初任者研修終了者の実務経験を免除) ・専従1人以上(常勤要件、人数要件緩和)
		<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護員: 資格要件有 [保健師、看護師、介護福祉士、介護職員養成研修終了者等] ・常勤換算2.5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○家事援助員: 資格要件有 [保健師、看護師、介護福祉士、介護職員養成研修終了者、一定の研修終了者等] (要件 資格追加) ・必要数(人数要件緩和) ※管理者、サービス提供責任者、家事援助員をあわせ常勤換算1人以上
	設備	○事業運営のための専用区画の設置	○事業運営のための必要な区画の設置(専用要件緩和)
運営	○個別サービス計画の作成: 要	○個別サービス計画の作成: 要	

(2) 通所型サービス

		現行の通所介護相当	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
通所型サービスの基準等	人員	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者: 資格要件有[実務経験2年以上等] ・常勤、専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○生活相談員: 資格要件有、提供時間に応じて1人以上 ○看護職員: 資格要件有、サービス単位ごとに1人以上(利用定員が11人以上の場合) ・専従1人以上 ○機能訓練指導員: 資格要件有[OT、PT看護職員等] ・1人以上 ○介護職員: 資格要件なし 利用者15人までは専従1人以上 15人～は利用者1人に0.2以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者: 資格要件なし(資格要件削除) ・専従1人(人員要件緩和) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○生活相談員: 不要(配置要件削除) ○看護職員: 不要(配置要件削除) ○指導員: 資格要件なし(資格要件削除)、サービス単位ごとに1人以上 ○介護職員: 資格要件なし 利用者15人までは専従1人以上 15人～は利用者1人に0.2以上
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ○食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○相談室: 要 ○静養室: 要 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)(設備要件緩和) ○相談室: 不要(設置要件削除) ○静養スペース: 要(設置要件緩和)
	運営	○個別サービス計画の作成: 要	○個別サービス計画の作成: 必要に応じて作成(事務の簡素化)

資料2 連続負担増に道を開く財務省案

(日本共産党・小池晃参議院議員作成)

今後の「社会保障改革」の工程(財務省案)

検討項目	工程
【医療】	
○高齢者の高額療養費を現役世代と同水準に	16年末までに結論、速やかに実施
○入院食費・居住費に患者の預貯金等にもとづく負担を導入	16年末までに結論、速やかに実施
○一般病床(難病のぞく)の居住費(光熱水費分)を患者負担に	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○かかりつけ医以外を受診した場合の追加負担	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○市販品類似医薬品の保険給付外し	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○75歳以上の窓口負担を原則2割に	できる限り早期に具体化案まとめる
【介護】	
○高額介護サービス費の負担上限引き上げ	16年末までに結論、速やかに実施
○軽度者に対する生活援助を原則自己負担に	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○軽度者の福祉用具・住宅改修を原則自己負担に	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○要介護1・2への通所介護を地域支援事業に	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○65～74歳の利用料負担を原則2割に	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○75歳以上の利用料負担を原則2割に	できる限り早期に具体化案まとめる
【年金】	
○所得が一定以上の高齢者の年金一部支給停止	検討のうえ、17年に法案提出(※)
○支給開始年齢のさらなる引き上げ	次期の財政検証ふまえ、法案提出
○公的年金等控除を含めた年金課税の見直し	税制調査会で議論
【生活保護】	
○能力に応じた就労等を行わない受給者に対する保護費減額	18年に法案提出等の措置

(※)速やかに関係審議会において実現・具体化に向けた検討を開始し、16年末のできる限り早い時期に結論を得て、遅くとも17年通常国会に所要の法案を提出
出典:財務省資料より小池晃事務所が作成